

○社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
顕彰規程施行細則

〔昭和55年4月1日
制 定〕

改正 平成09年4月01日 平成21年9月1日
平成23年9月1日 平成24年3月23日
平成24年9月1日 平成28年4月1日
平成31年4月1日 令和3年6月1日
令和5年9月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、相模原市社会福祉協議会顕彰規程（以下、「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(一般表彰の対象者)

第2条 規程第3条第2項による一般表彰の対象者は、次のものをいう。

- (1) 社会福祉推進者として、永年活動に従事した功労顕著者とは、制度的な社会福祉事業推進者でなく、任意の福祉活動におおむね5年以上従事したもの
- (2) 民間社会福祉事業団体施設の代表者、従事者として、永年勤続し、功労顕著である者とは、国、県、市又は関係公共団体の顕彰にあてはまらないもので、おおむねその事業に15年以上従事した者
- (3) 市民で徳行が著しく、その模範としてふさわしい者とは、その行為が、地域の福祉推進に大きく寄与するとともに、関係公共団体の顕彰の対象とならなかったもの
- (4) その他本会及び社会福祉の進展に大きく寄与したものとは、前各号で顕彰の対象とならないものであり、次のものをいう。
 - ア 本会の役員等として貢献度の高い者
 - イ ボランティアとして活動が5年以上でその功績が大きいもの
 - ウ その他会長が認めたもの
- (5) 前号までの規定に関わらず、既にこの規程に基づき、同一の理由により表彰を受けたものの表彰は、行わないものとする。

(特別表彰の対象者)

第3条 規程第3条第3項による特別表彰の対象者は、次のものをいう。

- (1) ボランティアとしての活動が25年以上でその功績が大きいもの
- (2) 本会の役員等として10年以上勤務した者
- (3) 本会に対する寄付金が継続して10年以上かつ100万円以上又は総額1,000万円以上のもの
- (4) その他会長が認めたもの

(感謝の対象者)

第4条 規程第4条による感謝の対象者は、次のものをいう。

- (1) 本会に対する寄付金が継続して5年以上かつ10万円以上のもの
- (2) 本会に対する寄付金が継続して5年以上のもの
- (3) 本会に対する寄付金品が10万円以上のもの
- (4) 本会の法人賛助会員として継続して5年以上かつ10万円以上会費を納めたもの
- (5) 本会の法人賛助会員として継続して5年以上会費を納めたもの
- (6) 本会の法人賛助会員として10万円以上の会費を納めたもの
- (7) 本会の自動販売機等設置協力者として継続して5年以上かつ10万円以上手数料を納めたもの
- (8) 本会の自動販売機等設置協力者として継続して5年以上手数料を納めたもの
- (9) 本会の自動販売機等設置協力者として10万円以上手数料を納めたもの
- (10) 本会の事業協力者として10年以上活動している者
- (11) その他会長が認めたもの
(本会会員等の該当者)

第5条 規程第5条による本会会員等は、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本会会員
- (2) 相模原市を主な範囲として高齢者、障がい者又は子ども等への支援を目的に活動しているボランティア団体の代表者
- (3) 相模原市を主な範囲として高齢者、障がい者又は難病患者等若しくはその家族等により構成し、会員相互の交流や研修、啓発活動等を行っている団体の代表者
(推薦書の作成及び提出等)

第6条 規程第3条第2項に規定する要件に該当するものがあつた場合は、次の方法で推薦書を提出する。

- (1) 規程第5条による本会会員等は、推薦書(第1号様式)を作成し、期日までに会長に提出しなければならない。
- (2) 前号の規定により推薦書を提出したものは、その推薦事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を会長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年9月1日から施行する。